

愛媛県業務委託低入札価格調査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県が発注する建設工事に関する調査、測量及び設計業務（以下「業務委託」という。）の競争入札における低価格の入札に関し、業務委託の契約の内容に適合した履行の確保を図るため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項及び愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「会計規則」という。）第133条の2第2項の規定に基づく調査（以下「低入札価格調査」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要綱の対象は、予定価格が500万円を超える業務委託とする。

(調査基準価格の算定)

第3条 前条に規定する業務委託の契約に係る調査基準価格（会計規則第133条の2第1項の規定に基づき作成される基準をいう。以下同じ。）は、別表1に掲げるところにより算出した額とする。

2 業務委託を発注する部局の長又は地方機関の長（以下「発注部局の長」という。）は、前項の規定により算定した調査基準価格を記載した書面を封書にし、入札執行者（知事又は知事の委任を受けて入札を執行する権限を有する者をいう。以下同じ。）に送付するものとする。

3 入札執行者は、開札の際、前項の書面を開札場所に置くとともに、電子入札による場合にあっては、会計規則第133条第4項に規定するファイルに記録するものとする。

(調査基準価格の事後公表)

第4条 前条第1項の規定により算出された調査基準価格は、契約の締結後に公表するものとする。

(調査資料の提出)

第5条 入札価格が調査基準価格に110分の100を乗じて得た額（以下「税抜き調査基準価格」という。）を下回る場合は、入札執行者は、落札者の決定を保留し、当該入札価格で契約内容に適合した履行がなされるかどうかを判断するため、次の各号に掲げる事項について、税抜き調査基準価格を下回る入札を行った入札者（以下「低価格入札者」という。）の全員から入札価格の内訳その他必要と認める書面を提出させた後、当該調査資料を発注部局の長に送付するものとする。

- (1) 当該価格により入札した理由
- (2) 契約対象業務委託付近における手持業務委託の状況
- (3) 契約対象業務委託に関連する手持業務委託の状況
- (4) 契約対象業務委託箇所と入札者の事業所、倉庫等の関連（地理的条件）
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材調達先及び調達先と入札者の関係
- (7) 手持機械（リースを含む）の状況
- (8) 配置予定技術者及び履行体制
- (9) 技術者及び労務者の具体的供給の見通し
- (10) 過去に履行した同種又は類似の業務委託の名称及び発注者
- (11) 経営状況（貸借対照表及び損益計算書）

- (12) 再委託を行う予定業者名及び予定金額
- (13) 第三者照査選任予定者届出書
- (14) その他の必要な事項

2 前項の書面は、開札の日の翌日から起算して3日（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に提出するものとし、期限までに提出しない者又は調査に対応できない旨の申し出があった者については、当該入札者がした入札を失格とする。なお、書面については、提出期限後の差し替え、再提出は認めないものとする。

（調査の実施）

第6条 発注部局の長は、前条の規定により送付された書面のほか、次の事項について調査資料をまとめる。

- (1) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会）
- (2) 信用状態（測量法、建築士法等違反の有無、賃金不払の状況、再委託代金の支払遅延状況等）
- (3) その他調査に必要な事項

2 発注部局の長は、前条の規定により送付された書面及び前項の資料並びに入札時に業務委託費内訳書の提出を義務付けている場合は業務委託費内訳書に基づき、低価格入札者のうち、最低価格をもって入札を行った者（以下「最低価格入札者」という。）からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を実施する。

3 発注部局の長は、前項の調査中であっても、必要に応じ、最低価格入札者以外の低価格入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を実施することができる。ただし、第7条及び第8条の規定は、最低価格入札者から、順次適用する。

4 発注部局の長は、前2項の調査を行うにあたっては、低価格入札者の入札価格の積算内訳が、計数的な根拠があり、過去の実績からみて合理的かつ現実的なものかどうか、特に重点的に確認するものとする。

5 第2項又は第3項の調査において、低価格入札者は、入札執行者を通じて発注部局の長から調査に必要な追加資料（以下「追加資料」という。）を求められた場合は、追加資料を求められた日の翌日から起算して3日（休日を含まない。）以内に提出するものとし、期限までに提出しない者については、当該入札者がした入札を失格とする。ただし、発注部局の長が別途認めた場合は、この限りでない。

（低入札価格審査会における審査）

第7条 発注部局の長は、前条の調査の結果を低入札価格審査会（低入札価格審査会設置要綱（平成9年4月22日制定）により設置する審査会をいう。以下同じ。）に報告し、審査を求めるものとする。

2 低入札価格審査会は、前項の規定により発注部局の長から審査を求められたときは、審査を行ったうえで、当該発注部局の長に対して書面により意見を表示するものとする。

3 発注部局の長は、前項の規定により低入札価格審査会から表示された意見を、速やかに入札執行者に報告するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、別表2に掲げるいずれかの場合であって、第6条の規定による調査の結果、最低価格入札者がした入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認められるときは、低入札価格審査会への付議を要しない。

5 発注部局の長は、前項の規定による調査の結果を、速やかに行政経営課及び入札執行者に報告するものとする。

(落札者の決定)

第8条 入札執行者は、前条第4項の規定により付議をしない場合、又は前条第2項の審査の結果、最低価格入札者がした入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認められた場合は、当該最低価格入札者を落札者として決定するものとする。

2 入札執行者は、前条の審査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた場合は、当該最低価格入札者を落札者とせず、その旨を当該最低価格入札者に通知するとともに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者（以下「次順位者」という。）を落札者として決定するものとする。ただし、当該次順位者が低価格入札者であるときは、落札者が決定するまで、順次、第6条から本条までの規定により手続を行うものとする。

3 第1項の最低価格入札者又は前項の次順位者が複数ある場合、落札者の決定は、抽せんによるものとする。

(落札者決定の通知)

第9条 入札執行者は、前条の規定により落札者が決定したときは、電子入札システム（愛媛県電子入札運用基準（工事・業務）（平成17年8月17日制定）に定義するシステムをいう。以下同じ。）により（紙入札方式による場合にあつては、書面により）、すべての入札参加者に対して通知するものとする。

(入札参加者への周知)

第10条 入札執行者は、会計規則第132条第1項の規定による一般競争入札の公告をし、又は会計規則第144条第2項の規定による指名競争入札参加者の指名及び通知（以下「入札公告等」という。）をするにあたっては、次の各号に掲げる事項について、当該事項を県ホームページに掲示するなどして周知を図るものとする。

- (1) 調査基準価格が設定されていること。
- (2) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は落札者の決定を保留し、低入札価格調査の終了後に入札結果を通知すること。
- (3) 低価格入札者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) すべての低価格入札者は、第5条の規定による調査資料の提出及び第6条の規定による調査に協力すべきこと。

(低価格入札者との契約等に係る措置)

第11条 第8条の規定により決定された落札者が低価格入札者である場合にあつては、当該落札者に対して、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 業務委託料の10分の1以上の契約保証金を納付すること。
- (2) 前金払の金額を業務委託料の10分の2以内とすること。
- (3) 管理技術者は専任（他の管理技術者、照査技術者及び担当技術者等との兼任は不可）で配置しなければならない。

なお、配置する管理技術者は、入札公告日又は指名通知日において調査対象者と直接かつ恒常的な雇用関係（3ヶ月以上）にあること。

また、届出のあった管理技術者の変更は原則認めない。

- (4) 受注者の管理技術者の配置を要する業務においては、当該低価格入札者が自ら行う照査とは別に、当該低価格入札者の責任及び負担において第三者による照査（以下「第三者照査」という。）を実施させるものとする。この場合において、第三者照査を行う者

は、別紙第三者照査を行う者の要件を全て満たす者でなければならない。

- 2 入札執行者は、入札公告等において前項に規定する条件を記載し、入札に参加しようとする者に対して周知するものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、低入札価格調査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に入札公告等を行う業務委託について適用し、同日前に入札公告等を行った業務委託については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に入札公告等を行う業務委託について適用し、同日前に入札公告等を行った業務委託については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に入札公告等を行う業務委託について適用し、同日前に入札公告等を行った業務委託については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に入札公告等を行う業務委託について適用し、同日前に入札公告等を行った業務委託については、なお従前の例による。

別表1 調査基準価格の算定方法

業種区分	①	②	③	④	⑤ (下限)	⑥ (上限)
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額	—	10分の6	10分の8.2
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	10分の6	10分の8.1
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の7を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額	10分の6	10分の8.1
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額	解析等調査業務費の額に10分の7.5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額	3分の2	10分の8.5
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の7を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額	10分の6	10分の8.1

上記表の①から④までに掲げる額の合計に1.1を乗じた額

ただし、上記計算式により算出した額が予定価格に⑤を乗じて得た額を下回る場合にあっては、予定価格に⑤を乗じて得た額を、予定価格に⑥を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に⑥を乗じて得た額を、調査基準価格とする。

別表2 低入札価格審査会への付議をしない業務委託の基準

低入札価格審査会への付議をしない業務委託の基準は、次のいずれかに該当し、かつ、調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められる場合とする。

- (1) 設計金額1,000万円以上の業務委託で、入札価格が税抜き調査基準価格に0.9を乗じて得た額以上である場合
- (2) 設計金額1,000万円未満の業務委託である場合

第三者照査を行う者の要件

- 1 第三者照査の対象となる当該業務（以下「対象業務」という。）と同一の業務内容において、県が行う測量、建設コンサルタント等の業務に関する入札参加資格の審査を受け、対象業務の競争入札等を行う会計年度において、競争入札等に参加する資格を有すると認められた者であること。
- 2 対象業務の公告日または指名通知日から落札決定の日までの間に、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱に基づいて知事が行う入札参加資格の停止期間がないものであること。
- 3 対象業務の入札における低価格入札者と次のいずれかの資本関係又は人的関係にある者でないこと。
 - (1) 低価格入札者の親会社（会社法第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）
 - (2) 低価格入札者の子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）
 - (3) 低価格入札者と親会社を同じくする子会社
 - (4) 役員又は管財人（会社更生法第67条の管財人及び民事再生法第64条の管財人をいう。以下同じ。）が低価格入札者の役員又は管財人を兼ねている者
 - (5) その他(1)から(4)までと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者
- 4 過去に県が発注した業務において、低価格入札者から第三者照査を受託し、又は低価格入札者に第三者照査を委託したことがない者であること。
- 5 配置する技術者は、次の要件を全て満たす者であること。
 - (1) 低価格入札者において選任する管理技術者と同等の資格保持者又は同等の能力と経験を有する者であること。
 - (2) 第三者照査を行う技術者は、調査対象者から第三者照査を受託する者と公告日または指名通知日において、直接的かつ恒常的な雇用関係（3ヶ月以上）にあること。
 - (3) 公告日または指名通知日の前日から起算して過去15年間に於いて、管理技術者、照査技術者又は担当技術者として従事した同種又は類似の業務について、国又は地方公共団体に成果物の引渡しを行った実績を有するものであること。
- 6 技術者の変更は、真にやむを得ない場合を除き、認めない。